

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の 一部を改正する法律案の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設
(児童生徒13人に1人)
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設
(児童生徒18人に1人)
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等
(学校教育法等の一部改正)
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

施行期 目

平成29年4月1日 ※日切れ扱い